

平成 18 年 11 月 2 日

各 位

大阪市中央区安土町二丁目 3 番 13 号

株式会社 MonotaRO

代表執行役社長 瀬戸 欣哉

(コード番号：3064)

問い合わせ先 執行役管理部長 田中 秀和

電話 06 - 6262 - 3530

発行する株式の募集及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 18 年 11 月 2 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う発行する株式の募集及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行する株式の募集の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 発行する普通株式 500 株 |
| (2) 払 込 金 額 | 未 定 (平成 18 年 11 月 16 日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) が払込金額を下回る場合は、本募集を中止するものとする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 発 行 価 格 | 未 定 (払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、平成 18 年 11 月 27 日に決定される予定) |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券エスエムピーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (6) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (7) 証券会社申込受付期間 | 平成 18 年 11 月 29 日 (水曜日) から
平成 18 年 12 月 4 日 (月曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 1 株 |
| (9) 払 込 期 日 | 平成 18 年 12 月 5 日 (火曜日) |
| (10) 株 券 交 付 日 | 平成 18 年 12 月 6 日 (水曜日) |
| (11) その他本募集に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 数 引受人の買取引受による売出し分 普通株式 4,770 株
オーバーアロットメントによる売出し分 普通株式 上限 780 株
- (2) 売 出 価 格 未 定 (平成 18 年 11 月 27 日に決定される予定)
なお、上記 1.により募集する株式の発行価格と同一とする。
- (3) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 引受人の買取引受による売出し分 4,770 株
東京都中央区晴海 1 丁目 8 -11
住友商事株式会社
オーバーアロットメントによる売出し分 上限 780 株
東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号
大和証券エスエムビーシー株式会社 と の合計上限 5,550 株
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出し分
売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券エスエムビー
シー株式会社、野村證券株式会社、日興シティグループ証
券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、みずほインベスター
ズ証券株式会社及びマネックス証券株式会社に全株式を買取
引受けさせる。
オーバーアロットメントによる売出し分
上記 1.による株式の募集及び引受人の買取引受による売出し
に関連して、かかる募集及び当該売出しの需要状況を勘案の
上、大和証券エスエムビーシー株式会社が、当社株主から借
受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、オ
ーバーアロットメントによる売出しは、需要状況等により一
部又は全部につき行わない場合がある。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と
引受価額 (引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総
額を引受人の手取金とする。
- (6) 証 券 会 社 申 込 受 付 期 間 上記 1.により発行する株式の募集の申込受付期間と同一とす
る。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記 1.により発行する株式の募集の申込株数単位と同一とす
る。
- (8) 株 券 受 渡 期 日 平成 18 年 12 月 6 日 (水曜日)
- (9) その他本株式売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会に
おいて決定する。
- (10) 上記 1.において定める株式の募集が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオ
ーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。なお、前記各号については、証券取
引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項
分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

[ご 参 考]

1. 募集及び売出しの概要

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 募集株式数及び売出株式数 | 発行する普通株式 500 株 |
| 募 集 株 式 数 | |
| 売 出 株 式 数 | 引受人の買取引受による売出し 4,770 株
オーバーアロットメントによる売出し(*) 上限 780 株 |
| (2) 需 要 の 申 告 期 間 | 平成 18 年 11 月 17 日(金曜日)から
平成 18 年 11 月 24 日(金曜日)まで |
| (3) 価 格 決 定 日 | 平成 18 年 11 月 27 日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、払込金額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定します。) |
| (4) 証 券 会 社 申 込 受 付 期 間 | 平成 18 年 11 月 29 日(水曜日)から
平成 18 年 12 月 4 日(月曜日)まで |
| (5) 株 券 交 付 日 及 び 株 券 受 渡 期 日 | 平成 18 年 12 月 6 日(水曜日) |

(*)オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、780 株を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に買取る権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、平成 18 年 12 月 19 日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。大和証券エスエムビーシー株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成 18 年 12 月 6 日から平成 18 年 12 月 19 日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所マザーズ市場において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、シンジケートカバー取引にかかる株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	45,501株
増資による増加株式数	500株
増資後の発行済株式総数	46,001株

3. 調達資金の使途

今回の募集による手取概算額 183,300 千円については、全て移転を計画している新物流センターの設備資金に充当する予定です。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(420,000円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を経営上重要な課題の一つとして位置付けておりますが、株主への長期的な利益還元を実現するため、内部留保を充実し、環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行う必要があると考えております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、サービス体制を強化し、更に競争力を高める事を目的とした施策に有効投資してまいりたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資及び売出し後、将来的には各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であり今後検討する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
1株当たり当期純利益	82,070.72円	27,456.42円	18,633.62円
1株当たり配当金	-	-	-
(1株当たり中間配当金)	(-)	(-)	(-)
実績配当性向	-	-	-
株主資本当期純利益率	-	-	31.2%
株主資本配当率	-	-	-

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数であります。

3. 株主資本配当率は、年間配当総額を株主資本(期首・期末の平均)で除した数であります。

4. 当社は平成18年8月21日付で株式1株につき3株の分割を行っております。

そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成18年4月28日付東証上審第178号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、平成15年12月期の各数値についてはあずさ監査法人の監査を受けておりません。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	27,356.91 円	9,152.14 円	6,211.21 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	(-)	(-)	(-)

5. 従業員持株会への販売

今回の発行する株式の募集及び株式売出しに当たりましては、当社従業員への福利厚生等を目的として当社の従業員持株会に対し、募集株式数 500 株及び引受人の買取引受による売出株式数 4,770 株のうち一定の株数を販売する予定であります。

6. 販売方針

引受人は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。